

「次世代育成支援対策推進法」に

基づく一般事業主行動計画

学校法人 日本工業大学において、次世代育成支援対策推進法第十二条に基づき、次世代の社会を担う子どもを育成し、または育成しようとする教職員に対する支援その他次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のために、行動計画を次のとおり策定します。

1. 計画の期間

平成24年4月1日～平成31年3月31日までの7年間とします。

2. 内容

目標1 仕事と子育ての両立が行いやすくなるように、所定時間外労働を削減できるように以下の対策を実施します。

対 策

- ・業務の効率化を図り、業務全体をスリム化します。
- ・各所属長に所定時間外労働の状況を知らせ、各所属長による所定時間外労働の削減を推奨します。

目標2 育児にかかわる時間が増加するように、年次有給休暇の取得率について毎年向上するようにします。

対 策

- ・各部課の有給休暇取得状況を継続的に調査・分析します。
- ・各所属長を中心として積極的な有給休暇の取得の啓発活動を行います。